

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言

## 参考資料【資料編】

# 目次

## 1. 『新たなステージ』に向けた重点的な戦略を踏まえた施策の状況

(緑の基本計画の記載事項の拡充)	
・「緑の基本計画」の記載事項の拡充	3
(Park-PFI制度の創設)	
・公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況(令和3年度末時点)	4
・公募設置管理制度(Park-PFI)の効果と課題	5
(社会福祉施設の占用物件への追加)	
・都市公園占用物件への保育所等の追加	6
・占用許可による保育所等の設置に関する効果と課題	7
(公園協議会制度の創設)	
・協議会設置状況(令和2年度末時点)	8
・協議会における協議内容(令和2年度末時点)	9
・利用ルールを協議事項に含めている協議会(令和2年度末時点)	10

## 2. 近年の社会経済状況の変化と都市公園が果たすべき役割

(「居心地がよく歩きたくなる」まちなかづくりの取組の広がり)	
・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出	12
(新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応)	
・デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した 都市政策のあり方検討会中間とりまとめ(概要)	13
・公園の利用ニーズ	15
(地球環境問題の新たな潮流)	
・気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化	16
・流域治水	17
・自然を活用した解決(NbS)及びワンヘルスアプローチ	18
(市民・事業者の意識変化)	
・新たな価値観(SDGs、Well-being)への関心	19
・地域社会への関心の変化等	20
(人口減少、少子高齢化への対応～こども政策の強力な推進)	
・日本の人口の推移	21
(デジタル・トランスフォーメーションの進展)	
・まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン (ver1.0)	23

# 1. 『新たなステージ』に向けた 重点的な戦略を踏まえた施策の状況

# 「緑の基本計画」の記載事項の拡充

- 緑の基本計画の法定記載事項として、都市公園の管理の方針、生産緑地地区等の都市農地の保全を追加。【都市緑地法第4条・H30年4月施行】
- 各自治体の緑の基本計画のうち、都市公園の管理の方針に係る記載がある計画は182(うちH30年4月以降公表のものは120)、生産緑地地区等の都市農地の整備保全に係る記載のある計画は295(同121)(R2年度末時点)。
- また、都市緑地法運用指針において、緑の基本計画と立地適正化計画の整合を図るべきことや、緑化の推進にあたって官民の連携が重要であることが示されている。なお、36の計画で立地適正化計画に係る記載がみられる(R2年度末時点)。

## 「緑の基本計画」の記載事項の拡充の概要

- 計画の法定記載事項(赤字下線部を改正で追加)
  - ① 緑地の保全及び緑化の目標
  - ② 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
  - ③ 都市公園の整備 **及び管理**の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
  - ④ 特別緑地保全地区内の緑地の保全
  - ⑤ **生産緑地地区内の緑地の保全**
  - ⑥ 緑地保全地域、特別緑地保全地区 **及び生産緑地地区**以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
  - ⑦ 緑化地域における緑化の推進
  - ⑧ 緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

## ■ 記載の状況(R2年度末時点)

	都市公園の管理の方針に係る記載のある計画数	生産緑地の整備保全に係る記載のある計画数
全数	182	295
うち、H30年4月以降公表(※予定を含む)	120	121

※H30年4月以降公表の計画の全数は166

## 都市緑地法運用指針(抜粋)

### 4 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)

#### (2) 都市計画法等との関係

(略)人口減少に対応したコンパクトなまちづくりなど、都市全体の動きと連携した戦略的な都市の再構築を推進するため、**都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)**と整合を図り、都市全体での緑地のあり方について検討することも重要である。(略)

#### (4) 基本計画の内容

③「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」は、目標を実現するための都市公園の整備や特別緑地保全地区、生産緑地地区の決定等の施策、公共公益施設や**民有地の緑化の方針**、市民農園等の整備に関する施策の展開方策について定める趣旨である。(略)また、**地域の課題解決に向けては、地域住民や官民の関係主体、さらには行政内の様々な部局との情報交換・連携が重要**であり、緑地が果たす役割を示しつつ、市区町村内で実施される各種事業と相互に連携できるように、グリーンインフラとしての活用に関する方向性について定めることが望ましい。(略)

# 公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況(令和3年度末時点)

- 都市公園の整備において民間活力の導入を促進することを目的に、公募設置管理制度(Park-PFI)を創設。【都市公園法第5条の2・H29年6月施行】
- Park-PFIは102箇所では活用されており、うち39箇所では既に公募対象公園施設が供用されている(R3年度末時点)。

## ■活用状況(合計102箇所)(R3年度末時点)

公募設置等指針 公表年度	Park-PFI 活用事例一覧 (102箇所[64自治体、2地方整備局])、うち39公園で公募対象公園施設供用済			
H29年度 (4箇所)	北九州市(勝山公園)	豊島区(としまみどりの防災公園)	名古屋市(久屋大通公園)	岐阜県(ぎふ清流里山公園)
H30年度 (19箇所)	福岡県(天神中央公園) 盛岡市(木伏緑地) 恵庭市(漁川河川緑地) 新宿区(新宿中央公園) 別府市(別府公園)	鹿児島市(加治屋まちの杜公園) 近畿地方整備局(国営明石海峡公園) 群馬県(敷島公園) 横浜市(横浜動物の森公園) 和歌山市(本町公園)	盛岡市(盛岡城跡公園) 堺市(大蓮公園) 京都市(大宮交通公園) むつ市(おおみなと臨海公園) 別府市(鉄輪地獄地帯公園)	盛岡市(中央公園) 二戸市(金田一近隣公園) 湯河原町(万葉公園) 神戸市(海浜公園)
R元(H31)年度 (23箇所)	平戸市(中瀬草原) 福岡県(大濠公園) 渋谷区(北谷公園) 佐世保市(中央公園) 木更津市(鳥居崎海浜公園) 九州地方整備局(海の中道海浜公園)	平塚市(湘南海岸公園) 神戸市(東遊園地) 愛知県(小幡緑地) 所沢市(東所沢公園) 各務原市(学びの森) 群馬県(観音山ファミリーパーク)	岡崎市(乙川河川緑地・中央緑道) 東大阪市(花園中央公園) 富士川町(大法師公園) 福山市(中央公園) 神奈川県(観音崎公園) 四日市市(中央緑地)	豊田市(鞍ヶ池公園) 堺市(大仙公園/旧大仙公園事務所) 堺市(大仙公園/いこいの広場) むつ市(代官山公園) 山形市(ひばり公園)
R2年度 (25箇所)	越前市(武生中央公園) 青森市(青い森セントラルパーク) 茨城県(偕楽園公園) 堺市(原池公園) 須賀川市(翠ヶ丘公園) 茨城県(洞峰公園) 横須賀市(長井海の手公園)	北区(飛鳥山公園) 久留米市(中央公園) 北区(飛鳥山公園) 名古屋市(徳川園) 沖縄市(コザ運動公園) 我孫子市(手賀沼公園) 恵庭市(漁川河川緑地)	静岡市(城北公園) 浜松市(万斛庄屋公園) 加賀市(山代西部公園) 渋谷区(恵比寿南一公園) 豊川市(赤塚山公園) 津市(中勢グリーンパーク) 多摩市(多摩中央公園)	北九州市(到津の森公園) 広島市(中央公園) 東京都(明治公園) 東京都(代々木公園)
R3年度 (31箇所)	広島市(中央公園) 近畿地方整備局(国営飛鳥歴史公園) 名古屋市(鶴舞公園) 塩尻市(小坂田公園) 茨城県(常総運動公園) 藤沢市(鶴沼海浜公園) 新宮町(新宮ふれあいの丘公園) 三重県(鈴鹿青少年の森) 小諸市(飯綱山公園)	橿原市(新沢千塚古墳群公園) 大阪府(住吉公園) 滋賀県(びわこ地球市民の森) 滋賀県(びわこ文化公園) 勝山市(長尾山総合公園) 別府市(春木川公園) 前橋市((仮称)日赤跡地生涯活躍のまち(CCRC)公園) 千葉市(千葉公園)	吹田市(桃山公園) 横浜市(山下公園) 東村山市(萩山公園) 川崎市(池上新町南緑道) 別府市(上人ヶ浜公園) 吹田市(江坂公園) 恵庭市(恵庭ふるさと公園) 熱海市(熱海梅園)	江戸川区(総合レクリエーション公園・新左近川親水公園) さいたま市((仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園) 射水市((仮称)射水アイタウンふれあい公園) 大阪市(難波宮跡公園) 川崎市(富士見公園) 大津市(大津湖岸なぎさ公園)

※赤字は公募対象公園施設がオープンしている公園。上記の他130か所において活用を検討中。

# 公募設置管理制度(Park-PFI)の効果と課題

○ 自治体側は公募設置管理制度について上表のような効果を感じている(期待も含む)一方で、主に民間事業者側からは、公民の相互理解や役割分担、公共側の対応の柔軟性等について、下表のような課題が挙げられている。

## 効果

- ①行政の費用負担の縮減
  - 民間事業者からの収益還元や使用料収入により、自治体は整備費・維持管理費の実質負担額を縮減可能。
- ②公園の利便性・魅力の向上
  - 新たな施設の整備によってサービスや公園の魅力が向上。
- ③事業者の投資促進
  - 長期の事業期間を担保することで、運営計画が立てやすくなり、投資が促進されるとともに、人材の計画的な育成が可能に。

## 課題

- ①公民の相互の理解と協力
  - 公共側の民間事業への理解、民間側の公共事業への認識を深め、協力することが必要。
- ②公民の役割分担の明確化
  - 関係者との説明・調整の役割分担、費用・リスク分担について明確化が必要。
- ③公共側の適切な人材配置・体制強化
  - 公共側の体制について、事業全体を適切にマネジメントできる人材の配置や、公民連携事業を担当する部署の設置等の強化が必要。
- ④スケジュール設定と管理
  - 行政内調整や各種協議、工事の準備・撤去にかかる期間を考慮した余裕のあるスケジュール設定が必要。
- ⑤情報の共有
  - 地下埋設物、土壌汚染などの前提条件となる情報を共有し、リスクを最小化することが必要。
- ⑥計画変更に対する柔軟な対応
  - やむをえない事情がある際の事業計画変更に関し公共側が柔軟に応じることが必要。
- ⑦機動的な予算措置
  - 事前調査や想定外の費用負担について、公共側が柔軟に予算を確保できるよう仕組みを整えることが必要。

(出典) 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会「「公民連携における多種多様な事業手法」に関する調査研究」  
公園緑地公民連携研究会「Park-PFI等都市公園における公民連携事業に関する提言(第3次)」

# 都市公園占用物件への保育所等の追加

○国家戦略特区法改正(H27.9施行)により、国家戦略特区内に限り占用許可による都市公園内での保育所等の設置が認められていたが、都市公園法改正により全国で可能に。【都市公園法第7条・H29年6月施行】

○特区法改正により18公園、都市公園法改正により42公園で保育所等が設置されている(R3年度末時点)。

## ■ 占用許可による保育所等の設置(開設済み)事例(合計42公園)(R3年度末時点)

開設年度	公園名	公園管理者	整備施設
H29年度	一乗寺公園	京都市	認可保育所
	柳町児童公園	むつ市	認可保育所
	羽鷹池公園	豊中市	認可保育所
	真清公園	一宮市	放課後児童クラブ
H30年度	西大井公園	品川区	認可保育所
	ふれあい緑地	豊中市	認可保育所
	久保公園	西宮市	保育園
	上山公園	雲仙市	認可保育所
	山吹運動公園	常陸太田市	社会福祉施設
	南砂三丁目公園	江東区	認可保育所
	生駒山麓公園	生駒市	社会福祉施設
R元年度	浅川スポーツ公園	日野市	認可保育所
	平和公園	名古屋市	認可保育所
	新富公園	静岡市	児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
	港南緑水公園	港区	認可保育所
	寿中央公園	府中市	学童クラブ
	港明公園	名古屋市	放課後児童クラブ
	緑黒石第一公園	名古屋市	放課後児童クラブ
	R2年度	秋葉公園	新潟市
玉川上水緑道		東京都	認可保育所
浮島周辺水辺公園		嘉島町	認可保育所
石屋川公園		神戸市	認可保育園
生田川公園		神戸市	認可保育園
王子南公園		神戸市	認可保育園

開設年度	公園名	公園管理者	整備施設
R2年度	神内かんなび公園	高槻市	認定子ども園
	みなみ親水公園	燕市	児童福祉施設
	稲野公園	伊丹市	公立保育所
	市川駅南公園	市川市	認可保育所
	中央公園	盛岡市	児童福祉施設
	妙典公園	市川市	認可保育所
	千代野第3号公園	白山市	園庭及び駐車場
R3年度	藤木公園	富山市	放課後児童クラブ
	豊見城団地緑地	豊見城市	放課後児童クラブ
	中崎遊園地	明石市	幼保連携型認定こども園
	松が丘公園	明石市	幼保連携型認定こども園
	上ヶ池公園	明石市	認可保育所
	宗像ユリックス総合公園	宗像市	認可保育所
	鈴木地域センター公園	小平市	学童クラブ
	碑文谷公園	目黒区	認可保育所
	大川中央公園	大川市	社会福祉施設
	下石井公園	岡山市	社会福祉施設
吉根公園	名古屋市	放課後児童クラブ	

※一覧の他、国家戦略特区法による保育所等の設置状況:全18施設開設済

# 占用許可による保育所等の設置に関する効果と課題

○都市公園内に保育所を設置している自治体・運営主体が感じている効果・課題は以下のとおりである。

## 効果

### ①公園の活性化

－ 保育所利用者などの若い世代の利用が増え、公園が明るい雰囲気。

### ②保育所整備に合わせた公園機能の充実

－ 保育所にカフェを併設したり、保育所周辺に花壇を設置したりすることで、公園としての機能が充実。

### ③地域の子育て環境の充実

－ 保育所内に子育て交流サロン、授乳スペース等を設置して一般利用者に開放する事例がみられる。

### ④地域交流の創出

－ 保育所のイベントや公園清掃活動等を通して、園児・保護者と地域住民らが交流する機会を創出。

## 課題

### ①申請・手続きに時間を要する

－ 待機児童対策には迅速性が求められるが、都市公園内に設置するためには手続きや調整(例:公園内のインフラとの分離、公園利用者からの意見聴取)に時間がかかる。

### ②建築基準法上の考え方が不明確

－ 建築基準法上の考え方(接道・仮想敷地等)に統一したものが無く、確認申請時に苦慮。

### ③管理区分の明確化が必要

－ 公園管理者と保育所運営主体の間で管理区分の調整・明確化が必要。



# 協議会設置状況(令和2年度末時点)

○都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うことを目的に、協議会制度を創設。【都市公園法第17条の2・H29年6月施行】

○現在、全国に111の協議会が設置されている(R2年度末時点)。

## 協議会制度の概要

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 構成員は公園管理者、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

### 協議会における協議事項(例)

- ◆ 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- ◆ キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- ◆ 都市公園のマネジメント方針、計画 等

## ■ 設置状況(合計111協議会)(R2年度末時点)

北海道	2	石川県	1	岡山県	
青森県		福井県	1	広島県	
岩手県	1	山梨県	1	山口県	
宮城県	4	長野県	4	徳島県	
秋田県		岐阜県	8	香川県	
山形県	2	静岡県	1	愛媛県	2
福島県	2	愛知県	1	高知県	1
茨城県	1	三重県	2	福岡県	1
栃木県		滋賀県	7	佐賀県	1
群馬県	3	京都府	4	長崎県	1
埼玉県	3	大阪府	10	熊本県	1
千葉県	3	兵庫県	14	大分県	
東京都	4	奈良県	3	宮崎県	
神奈川県	14	和歌山県	1	鹿児島県	1
新潟県	1	鳥取県	1	沖縄県	1
富山県		島根県		計	101

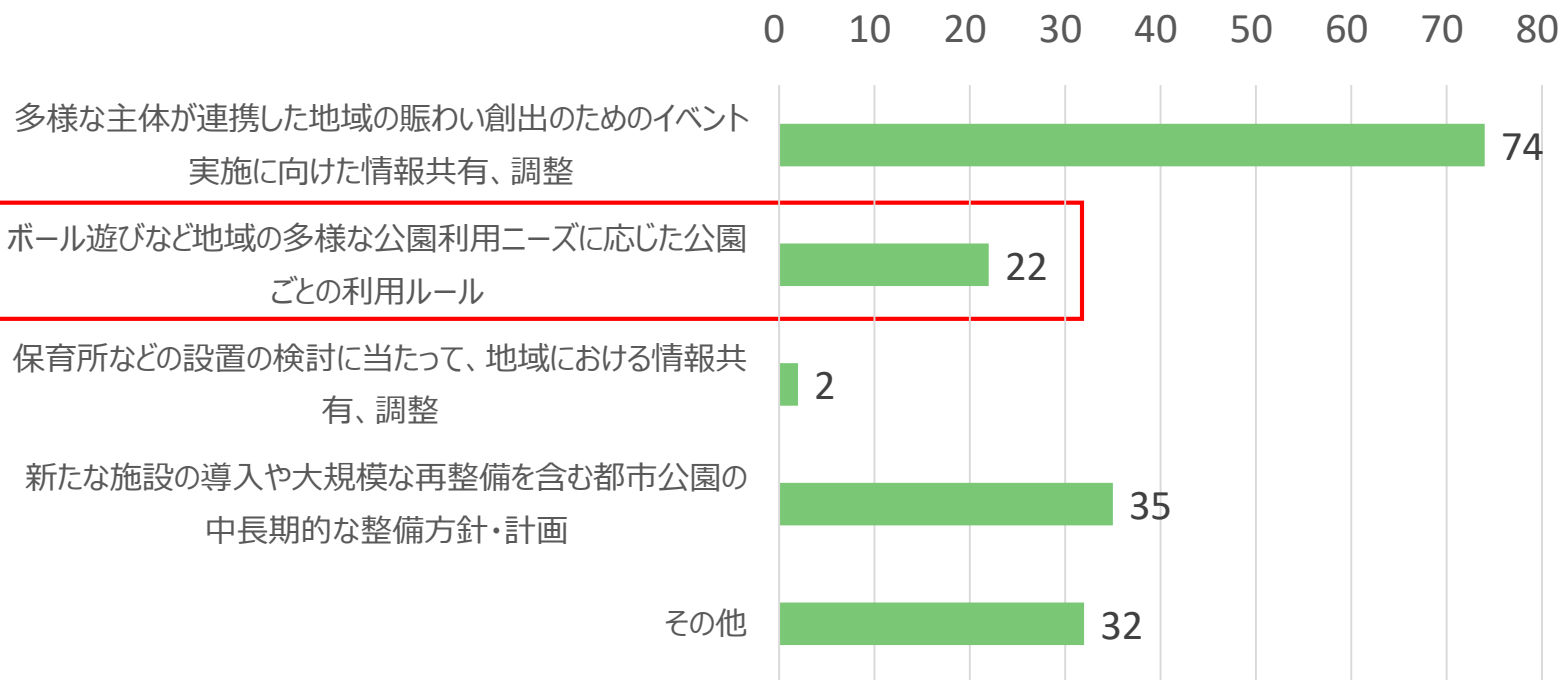
※空白の欄は未設置

# 協議会における協議内容(令和2年度末時点)

- 全国に111の法定協議会が設置されているが、イベント実施に向けた調整、新施設・再整備等の方針・計画等を協議内容とする協議会が多い一方、「ボール遊びなど地域の多様な公園利用ニーズに応じた公園ごとの利用ルール」等、公園の日常的な運営を扱う協議会は22にとどまる。

## ■ 公園の日常的な運営について扱う協議会の数

協議会における協議内容  
(全国111協議会、複数回答、R2年度末時点)



※利用ルールを扱う協議会の一覧は次ページ参照

# 利用ルールを協議事項に含めている協議会(令和2年度末時点)

## ■ 利用ルールを協議項目に含めている協議会の一覧(全22協議会)

協議会名	公園名	公園管理者	公園種別
真駒内公園を考え育てる協議会	北海道立真駒内公園	北海道	広域公園
鶴岡公園環境整備懇談会	鶴岡公園	鶴岡市	総合公園
鶴岡市赤川かわまちづくり推進協議会	赤川河川緑地	鶴岡市	都市緑地
古河公方公園づくり円卓会議	古河総合公園	古河市	総合公園
敷島公園運営協議会	敷島公園	群馬県	運動公園
東郷元帥記念公園改修工事検討協議会	東郷元帥記念公園	千代田区	街区公園
ボール遊びをすることができるあそび場事業連絡会	高倉公園他 全5公園	八王子市	近隣公園、街区公園
泉小わくわく公園地域協議会	泉小わくわく公園	西東京市	街区公園
サーフビレッジ運営協議会	湘南海岸公園	神奈川県	広域公園
茅ヶ崎里山公園運営会議	茅ヶ崎里山公園	神奈川県	広域公園
静岡県都市公園懇話会	小笠山総合運動公園他 全7公園	静岡県	総合公園、運動公園、広域公園
亀山市都市公園運営協議会	亀山公園他 全95公園	亀山市	街区公園、地区公園、総合公園等
滋賀県公園緑地検討協議会 びわこ文化公園部会	びわこ文化公園(文化ゾーン)	滋賀県	総合公園
滋賀県公園緑地検討協議会 奥びわスポーツの森部会	奥びわスポーツの森	滋賀県	総合公園
滋賀県公園緑地検討協議会 びわこ地球市民の森部会	びわこ地球市民の森	滋賀県	都市緑地
西代里山公園運営検討会	西代里山公園	長岡京市	近隣公園
赤穂海浜公園管理運営協議会	赤穂海浜公園	兵庫県	広域公園
有馬富士公園運営協議会	有馬富士公園	兵庫県	広域公園
一庫公園管理運営協議会	一庫公園	兵庫県	広域公園
みなとのもり公園運営会議	神戸震災復興記念公園	神戸市	総合公園
公園アドバイザー協議会	県立総合運動公園	長崎県	総合公園
水前寺江津湖公園活用・保全推進協議会	水前寺江津湖公園	熊本市	広域公園

## 2. 近年の社会経済状況の変化と 都市公園が果たすべき役割

# 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

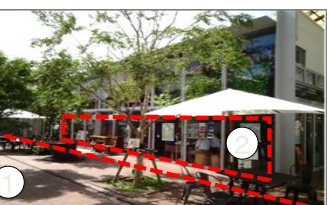
【都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）】

## 都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、 法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）

【予算】 交付金等による支援



・民間事業者による民地部分のオープンスペース化（①）や建物低層部のガラス張り化等（②）

【税制】 固定資産税の軽減  
【予算】 補助金による支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・都市再生推進法人\*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施

\* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

【金融】 低利貸付による支援

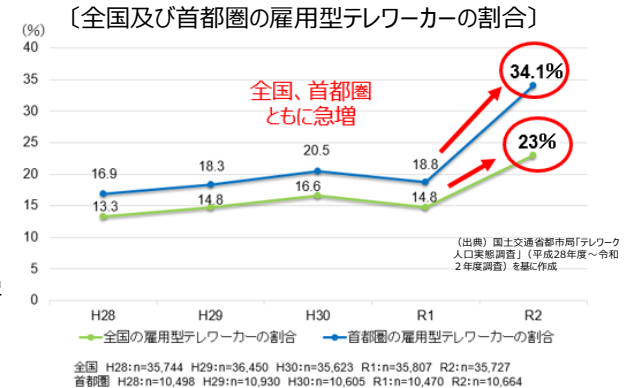


・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

# デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 中間とりまとめ(概要)

## 新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。  
これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。
- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。



➡ 二地域居住をはじめ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要

## 目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える  
(人間中心・市民目線のまちづくりの深化)

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施  
(機動的なまちづくりの実現)

地域の資源として存在する官民の既存ストック(都市アセット)を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

### 都市アセットを「使う」「活かす」



公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

〔イメージ〕



職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり



空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション



街路⇄オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用

### スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施



### デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス



# 目指すべきまちづくりの方向性に向けた具体的な取組(イメージ)

官民の多様な主体によるビジョンの共有  
 “自然や景観・歴史文化” “人や企業のつながり・コミュニティ”などの地域資本の活用

## 都市アセットを最大限に利活用

### 都市アセットのポテンシャルを引き出す空間づくり



ウォークアブル空間創出のための街路空間の再構築（松山市）

多様な人々の賑わいを生むための駅前広場の再整備（天理市）



民間と連携した公園のリノベーション・利活用（名古屋市）

旧温泉宿を活用したコワーキングスペースの設置（別府市）

### 使われていない土地や限られた空間の有効活用



土地区画整理事業で集約した空店舗等の敷地の活用（彦根市）

立体空間を活用した緑・オープンスペースの創出（目黒区）



景観に配慮した空地の広場化（高山市）

### 公共空間の可変的・柔軟な利活用



街路空間におけるオープンテラスによる活用（沼津市）

災害時の公園での避難者への給水（熊本市）

### デジタル技術を活用した都市サービスの提供



顔認証受付・決済で手ぶら観光

混雑情報・防犯情報等まちの情報のリアルタイム発信

誰もがスムーズに自由に動けるモビリティ

### まちなかでの社会実験



空き地を暫定利用した広場化の社会実験（福山市）

自動運転技術を活用した公園での社会実験（奈良市）

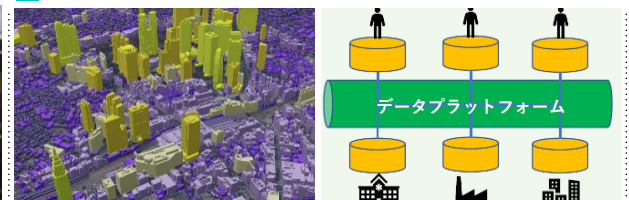
### まちづくりの担い手、プロセスの充実



データ活用の中核的な役割を担うまちづくり団体（柏市）

データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実（松山市）

### データの整備・共有に向けたルールづくり



3D都市モデルの整備・活用

地域の官民データ共有のルールづくり

# 公園の利用ニーズ

- 新型コロナ危機の中で、公園の重要性が再認識されている。
- 人々の求める都市施策として、「公園、広場、テラスなどゆとりある屋外空間の充実」「自転車や徒歩で回遊できる空間の充実」への要望は、引き続き高い割合となっている。

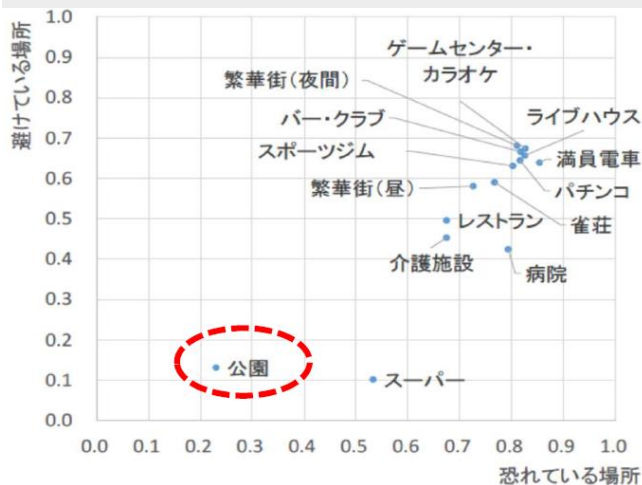
## ■ 公園利用者はコロナ前より増加

(人/ha・日) 3月の公園利用者数の比較 (都内3公園の平均)



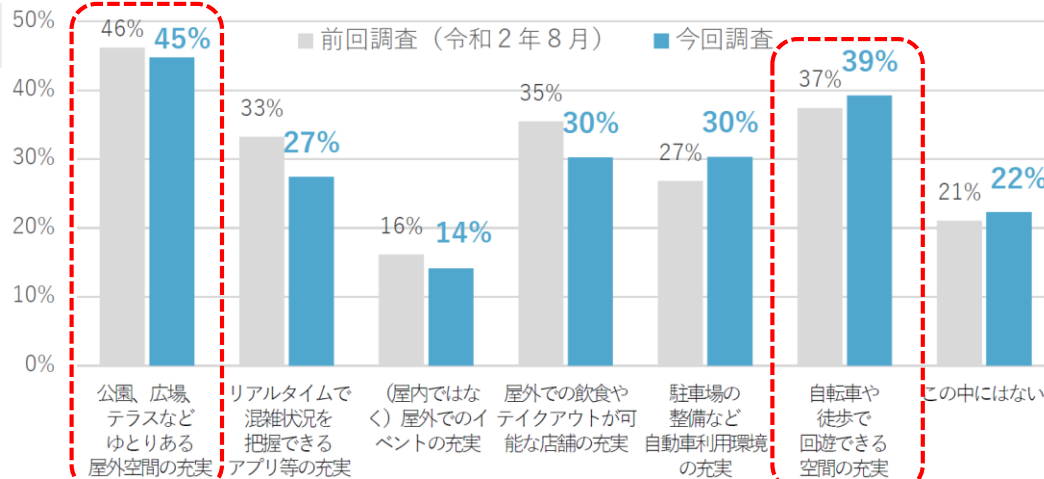
(出典) 都内3公園(都立狭山公園、都立武蔵国分寺公園、都立野川公園)の来園者数から作成

## ■ 公園は、人々から安全な場所として評価



(出典) 東京大学大学院工学系研究科廣井悠准教授「COVID-19に対する日本型ロックダウンの外出抑制効果に関する調査研究」を基に都市局作成

## ■ 都市空間に対する意識



(出典) 国土交通省都市局「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活行動調査(令和4年3月実施)」



# 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化

- 近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、長期的な傾向として雨の降り方が変化している。気象災害をもたらす大雨・短時間強雨の頻発化の背景には、地球温暖化の影響があると考えられている。
- 世界中で災害をもたらす異常気象が毎年のように発生し、大きな被害をもたらされている。我が国でも国民の生命・財産が脅かされている中、今後の気象災害リスクの高まりに備えていくためにも、気候変動とその影響を予測し、科学的知見を蓄えていくことが重要である。

## 【地球温暖化の影響が評価された異常気象による気象災害】

- 気象庁では、気候変動の影響を評価するイベントアトリビューションに取り組んでおり、顕著な災害をもたらした異常気象について、一定程度、地球温暖化の影響があったことが指摘されている。

平成30年7月豪雨による被害状況



- 50年に1度の大雨の発生確率が温暖化により約3.3倍に

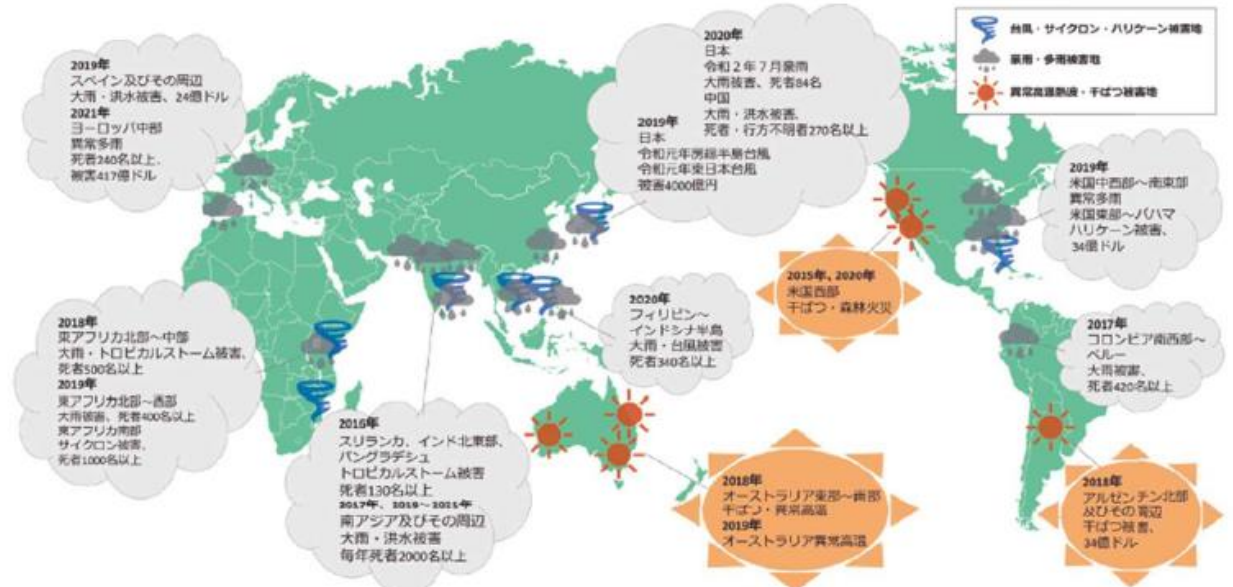
- 同月の猛暑(高温・熱波)は温暖化が無ければ起こり得なかったものと評価

令和元年東日本台風による被害状況



- 1980年以降の気温上昇(約1℃)により総降水量が10.9%増加

## 【世界の主な異常気象・気象災害(2015年～2021年発生)】



(注) 2015年から2021年までの主な異常気象・気象災害を抜粋して掲載(気象庁「世界の年ごとの異常気象」)。

資料) 気象庁公表資料をもとに国土交通省作成

## ○2021年の状況:

2021年8月の大雨により、西日本から東日本は記録的な大雨に見舞われ、甚大な被害が発生。南アジア及びその周辺では5月～11月の大雨により合計で2,200人以上が死亡。ドイツ及びベルギー周辺では、7月中旬の大雨により240人以上が死亡し、417億米ドルにのぼる経済被害が発生。

# 流域治水

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方である。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

## ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

**雨水貯留機能の拡大** 集水域  
 [国・市、企業、住民]  
 雨水貯留浸透施設の整備、  
 ため池等の治水利用

**流水の貯留** 河川区域  
 [国・県・市・利水者]  
 治水ダムの建設・再生、  
 利水ダム等において貯留水を  
 事前に放流し洪水調節に活用  
 [国・県・市]  
 土地利用と一体となった遊水  
 機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の  
維持・向上**  
 [国・県・市]  
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、  
 雨水排水施設等の整備

**氾濫水を減らす**  
 [国・県]  
 「粘り強い堤防」を目指した  
 堤防強化等

## ②被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導／**  
**住まい方の工夫** 氾濫域  
 [国・市、企業、住民]  
 土地利用規制、誘導、移転促進、  
 不動産取引時の水害リスク情報提供、  
 金融による誘導の検討

**浸水範囲を減らす**  
 [国・県・市]  
 二線堤の整備、  
 自然堤防の保全



## ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**土地のリスク情報の充実** 氾濫域  
 [国・県]  
 水害リスク情報の空白地帯解消、  
 多段型水害リスク情報を発信

**避難体制を強化する**  
 [国・県・市]  
 長期予測の技術開発、  
 リアルタイム浸水・決壊把握

**経済被害の最小化**  
 [企業、住民]  
 工場や建築物の浸水対策、  
 BCPの策定

**住まい方の工夫**  
 [企業、住民]  
 不動産取引時の水害リスク情報  
 提供、金融商品を通じた浸水対  
 策の促進

**被災自治体の支援体制充実**  
 [国・企業]  
 官民連携によるTEC-FORCEの  
 体制強化

**氾濫水を早く排除する**  
 [国・県・市等]  
 排水門等の整備、排水強化

県：都道府県 市：市町村 [ ]：想定される対策実施主体

(出典)国土交通省HP「流域治水の推進」

# 自然を活用した解決(NbS)及びワンヘルスアプローチ

○ 持続可能な社会の形成に向けたアプローチの一つとして、社会課題の解決に自然を活用する「NbS」、ヒト・動物・環境の健康・健全性の達成に統合的に取り組む「ワンヘルスアプローチ」が広がりを見せている。

## ■ 自然を活用した解決(NbS)

- NbS(Nature-based Solutions)とは、「社会課題に効果的かつ順応的に対処する方法で、自然および改変された生態系を保護し、持続可能に管理し、回復させることで、人間の幸福と生物多様性の両方に利益をもたらす行動」(IUCN, 2016)であり、持続可能な開発の達成のために必要不可欠なメカニズムとされている。

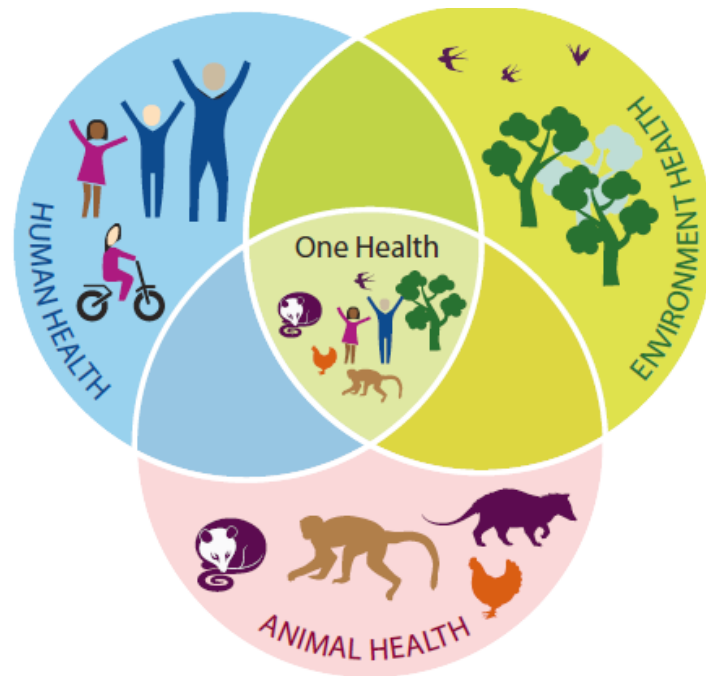


(出典)IUCN「自然に根差した解決策に関するIUCN世界標準(初版)」

## ■ ワンヘルスアプローチ

- 加速度的に進む環境の変化や急速な世界人口の増加への対応が迫られる中で、比較的最近提唱された言葉で、ヒトの健康、動物の健康、環境の健全性はどれが欠けても成立しないとして、これら3つの衛生(健康・健全性)の達成に統合的に取り組むことを提案するものである。

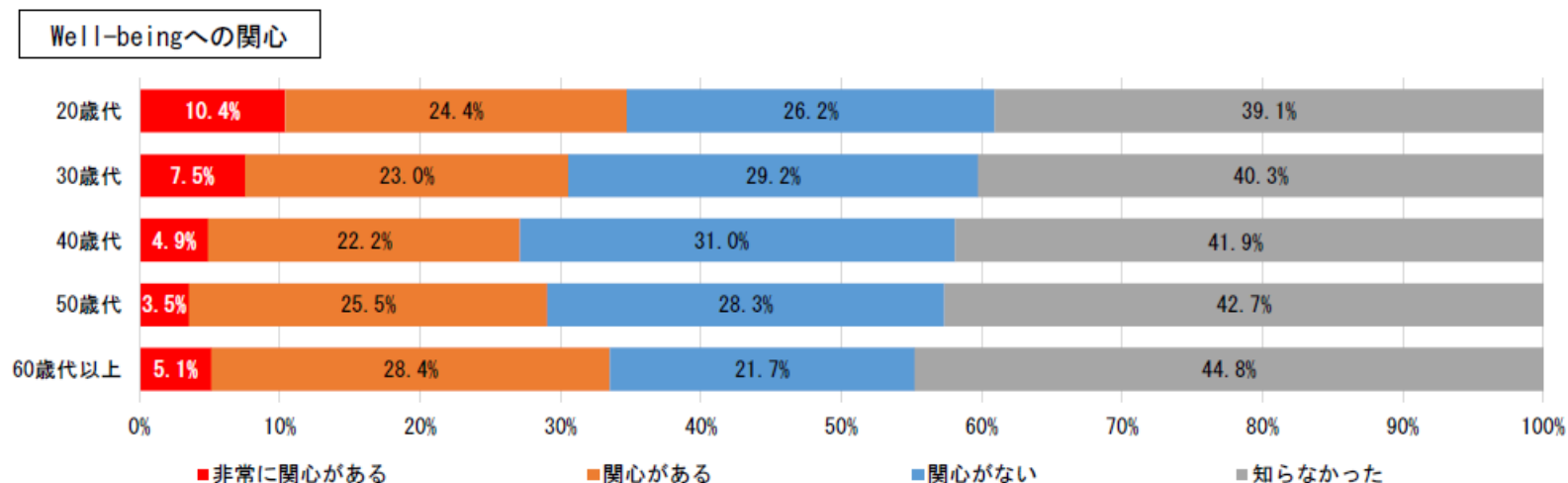
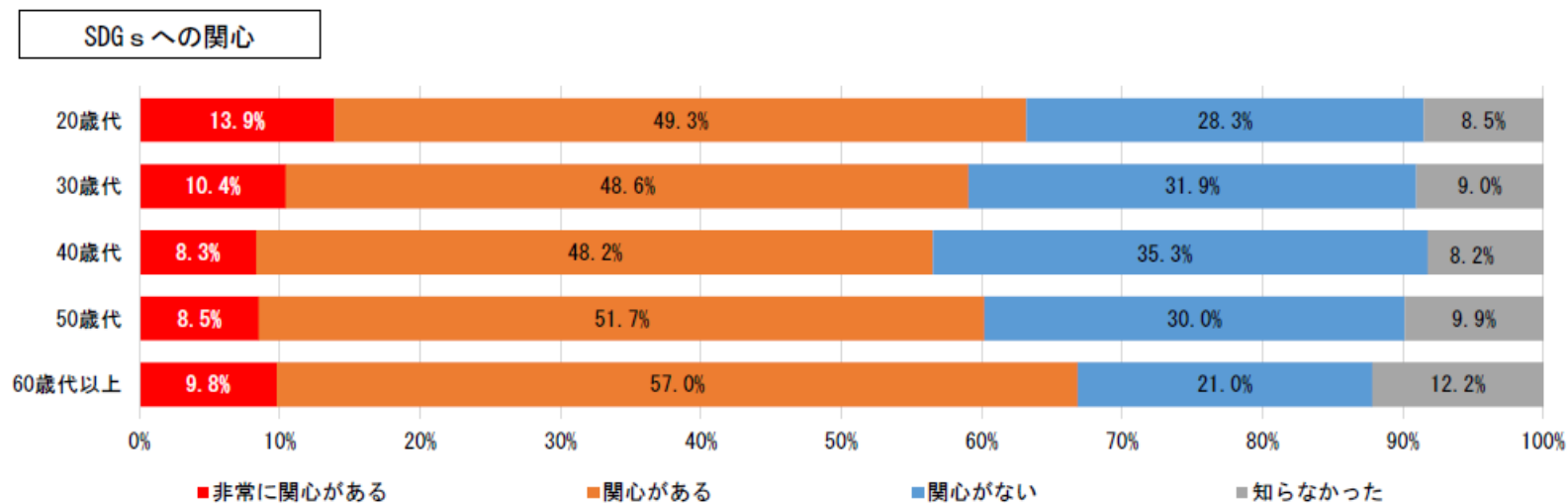
UNEP(2020)によるワンヘルス



(出典)第6回次期生物多様性国家戦略研究会「資料2別添『ワンヘルス』に関する国際的な動向等」

# 新たな価値観(SDGs、Well-being)への関心

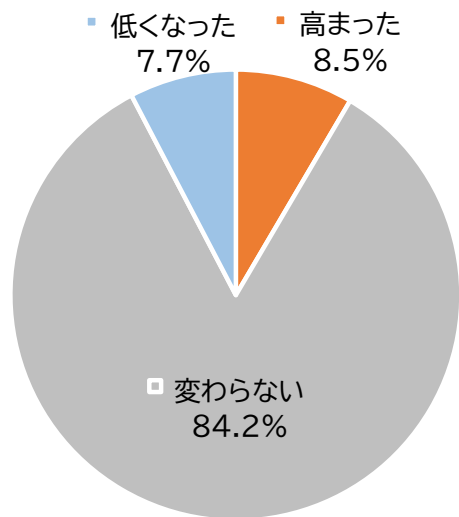
○ 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、人々が暮らしや生活を意識する機会も増え、価値観が変化していく中で、SDGs(持続可能な開発目標)、Well-beingに対し、20歳代、30歳代の若い世代が非常に関心があるとされている。



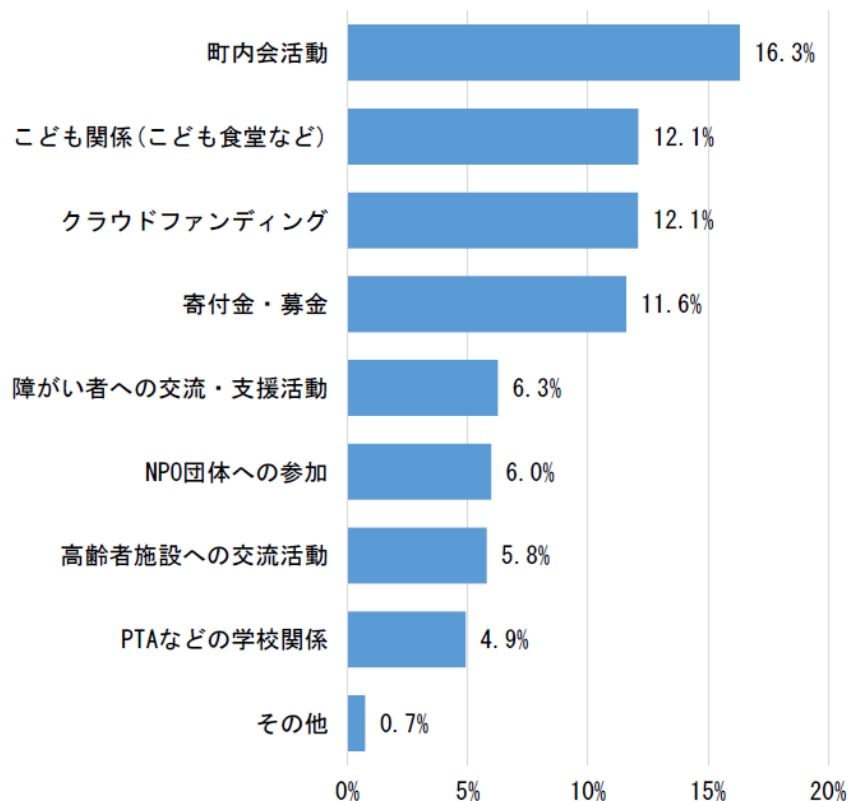
# 地域社会への関心の変化等

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、一定数が地域社会(地域内でのボランティア活動、ご近所付き合いなど)への関心が高まったと感じている。
- 町内会活動、こども関係、クラウドファンディングや寄付金・募金といった活動に関心が示されている。

## 地域社会への関心の変化



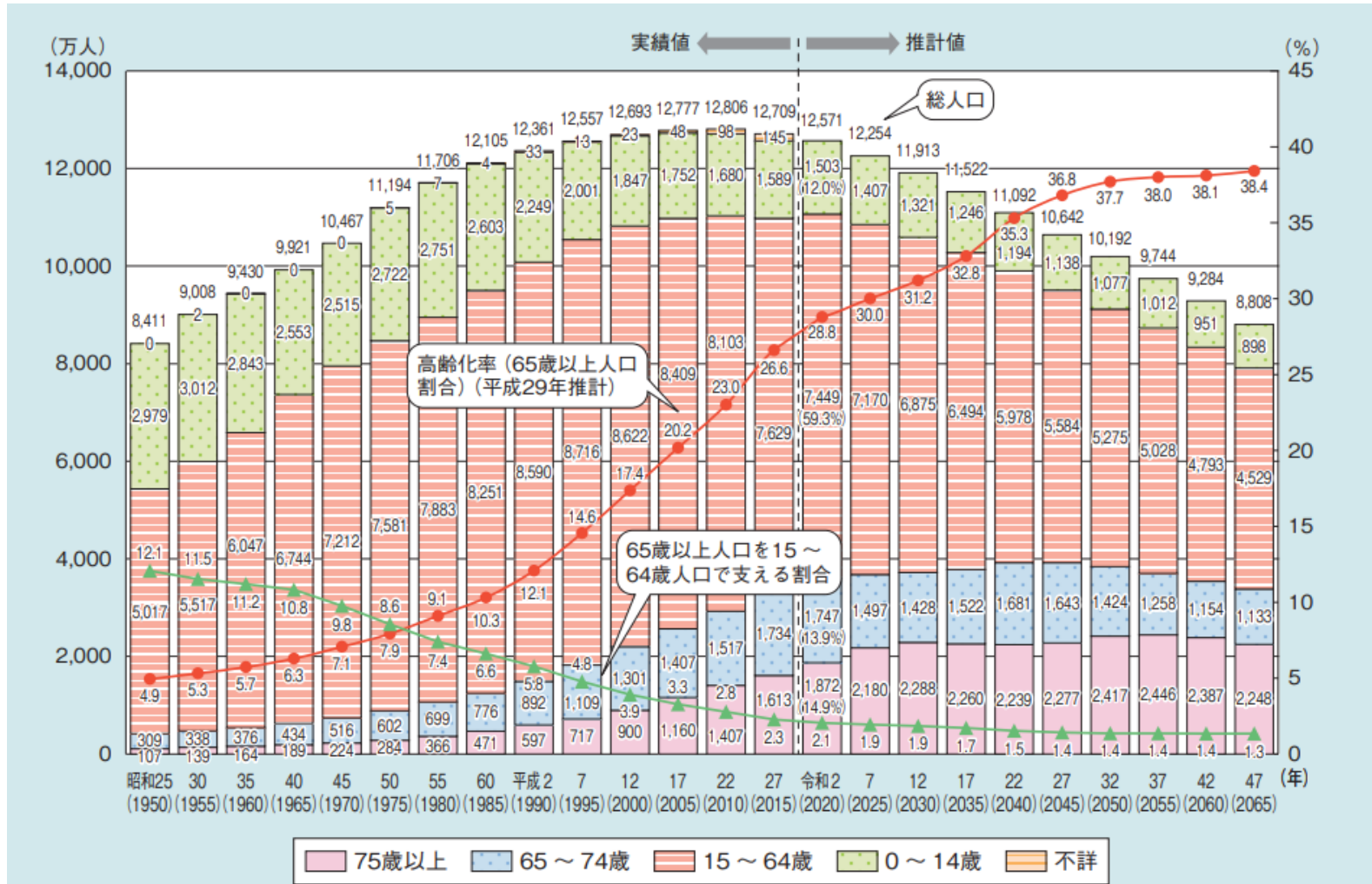
## 地域社会に関する活動のうち、関心があるもの



※「全て興味はない」と回答した人の割合は、55.0%

# 日本の人口の推移

- 我が国の総人口は、令和3年10月1日現在、1億2,550万人。65歳以上人口は、3,621万人。高齢化率は28.9%。
- 2065(令和47)年には、約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上。

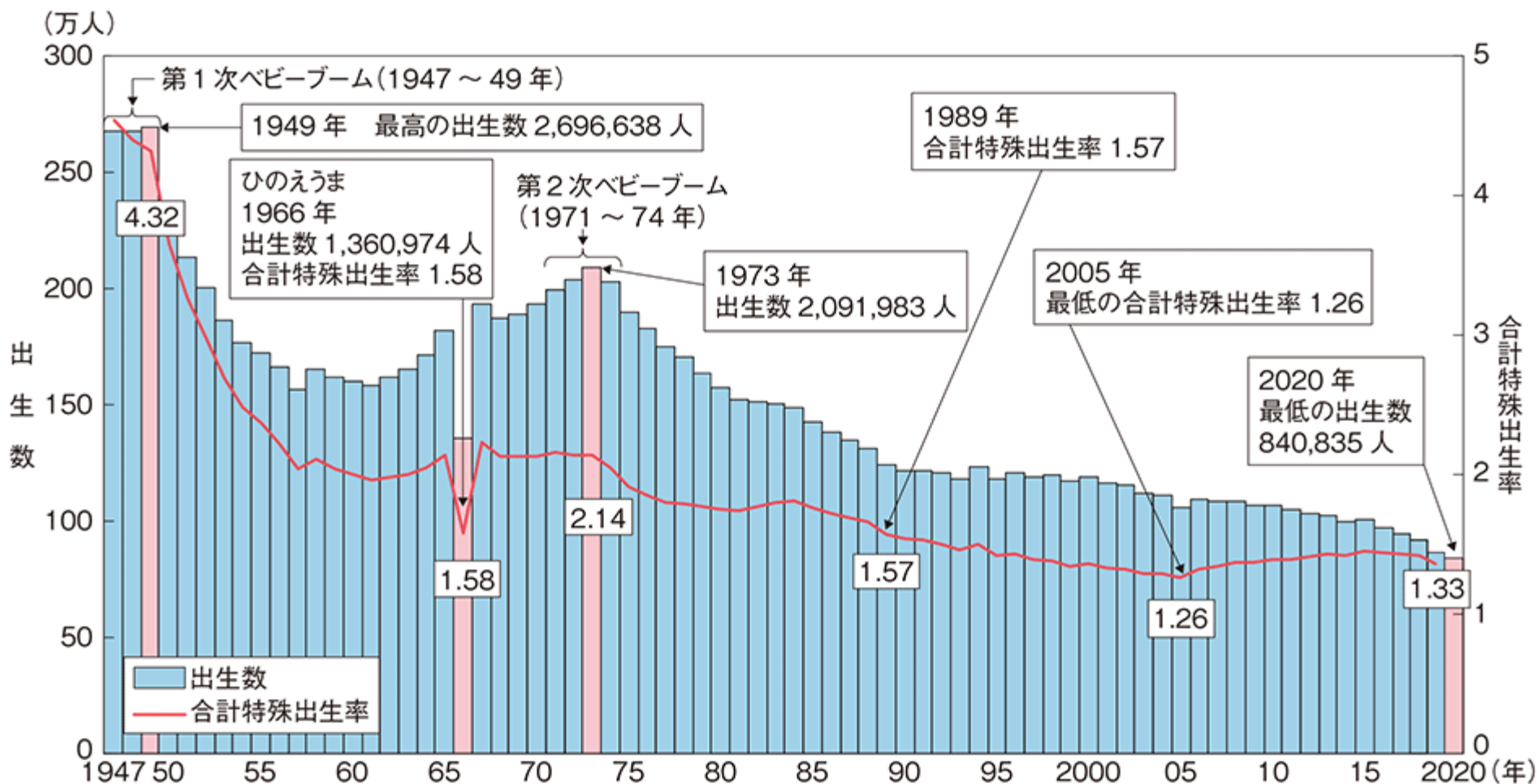


※図:棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2020年は総務省「人口推計」(令和2年10月1日現在(平成27年国勢調査を基準とする推計))、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

(出典)内閣府「令和4年版高齢社会白書」(高齢化の現状と将来像)

# 日本の人口の推移

- 2020年の出生数は、84万835人となり、過去最少。※将来推計人口の出生中位推計(90万2,281人)と出生低位推計(80万467人)の間に位置。
- 2020年の合計特殊出生率は、1.33となり、前年より0.03ポイント低下。



(出典)内閣府「令和4年版少子化社会対策社会白書」(令和4年度 少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(概要))

# まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン(ver1.0)

○ 国土交通省では、都市政策のあらゆる領域でDXを推進し、人口減少・少子高齢化の下で豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支えるサステナブルな都市—「人間中心のまちづくり」を実現するためのビジョンを公表し、取り組みを進めている。

## まちづくりDXの背景・目的

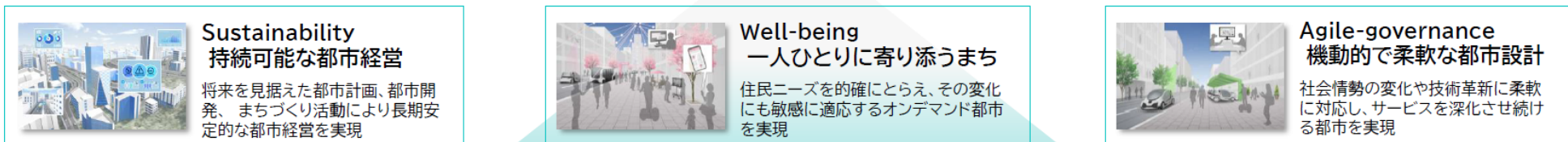
- 少子高齢化、生産性・国際競争力の強化、都市と地方の格差、新型コロナウイルス危機、災害の激甚化、Well-Being志向の高まり等、都市を巡る課題はますます複雑化、深刻化している。従来のまちづくりの手法にデジタル技術を取り入れるだけでは、これらの課題に対応し、都市の役割を果たしていくことは難しい。
- 都市が様々な人々のライフスタイルや価値観を包摂し、多様な選択肢を提供するとともに、人々の多様性が相互に作用して新たな価値を生み出すためのプラットフォームとしての役割を果たしていくためには、単にこれまでのプロセスの効率化や利便性向上等を図るだけでなく、従来のまちづくりの仕組みそのものを変革し、新たな価値創出や課題解決を実現する必要がある。

## まちづくりDXにより実現を目指す姿

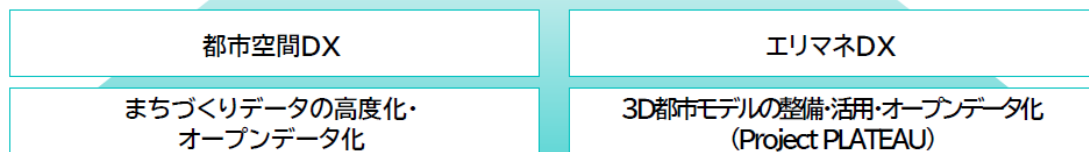
- まちづくりDXでは、インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用することで、まちづくりに関する従来の空間的、時間的、関係的制約を外し、従来の仕組みを変革していくことで、「豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」」の実現を目指す。
- そのため、これまでの都市政策を包含するまちづくりの具体的な共通目的として3つの「まちづくりDXのビジョン」を定める。さらに、ビジョンを実現するための政策を「重点取組テーマ」として位置づけて推進する。また、まちづくりDX実現のため都市政策が則るべき基本原則を「まちづくりDX原則」を提示する。

豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える  
「人間中心のまちづくり」の実現

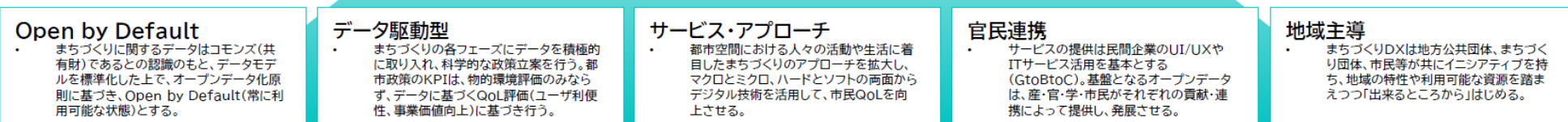
## 3つのビジョン



## 4つの重点取組テーマ



## まちづくりDXの5原則



(出典)国土交通省都市局・まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現会議  
「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン(ver1.0)(概要)」